

九大人総第247号
令和2年3月3日

各部局長
事務局各部長
監査室長 殿
法務・コンプライアンス課長

九州大学人事部長
竹吉正志郎 公印省略

新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした時差出勤の実施について（通知）

標記について、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別紙のとおり時限的・特例的な措置として、時差出勤の実施が決定されましたのでお知らせします。

つきましては、今回の措置の目的が新型コロナウイルスの感染拡大防止であることを踏まえ、各職員の時差出勤の実施に努めていただきますようお願いいたします。

なお、裁量労働制適用職員等、本件の対象とならない職員においても、感染拡大防止のため、通勤にあたっては、公共交通機関の混雑時間を避けることに努めていただくよう併せて周知願います。

担当部課係 人事部人事企画課総務係 吉寄、市川
内線 90-2233、7041
E-mail jkksomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

1. 基本方針

通勤時の公共交通機関の混雑時間を避け、感染拡大の防止を図ることを目的として、時限的・特例的な措置として時差出勤を実施する。

実施に当たっては、職員の通勤等の状況及び業務への影響を勘案した上で要請することとする。

ただし、特に重症化しやすいとされる者*及び妊娠中の職員が希望した場合には、時差出勤の対象とする。

※次のいずれかに該当する職員

- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある者や透析を受けている者
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者

2. 時差出勤の対象となる職員

裁量労働制適用職員及び1月単位の変形労働制適用職員を除く全職員（有期契約職員及びパートタイム職員を含む。）のうち、公共交通機関を利用して通勤している者とする。

3. 実施期間

令和2年3月末日までとする。

ただし、感染拡大の状況によっては実施期間を延長することがある。

4. 実施方法

職員の通勤の状況を勘案の上、勤務時間監督者（各課長等）が次の①～⑨の勤務時間の区分により割振りを行う。

なお、パートタイム職員については、勤務時間数を変更することなく個別に始業・終業時刻の変更により対応するものとする。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ① <u>8：00～16：45</u> | ⑥ 9：15～18：00 |
| ② <u>8：15～17：00</u> | ⑦ 9：30～18：15 |
| ③ 8：30～17：15 | ⑧ <u>9：45～18：30</u> |
| ④ 8：45～17：30 | ⑨ <u>10：00～18：45</u> |
| ⑤ 9：00～17：45 | |

※下線の勤務時間区分は、上記3の実施期間中に限り、新たに追加するもの。

5. 勤務時間等記録簿への記載について

時差出勤を実施する職員については次のいずれかにより実施状況の把握・記載を行う。

①当該職員の勤務時間等記録簿の「摘要」欄に記載する。

例1) 3/3～3/13 時差出勤(10：00～18：45)

例2) 3/3～3/27 月・金のみ時差出勤(8：00～16：45)

②各部局担当係等において一元的に把握し、任意の様式に記載する。

6. 留意事項

- ・現行同様、勤務時間の管理については遺漏のないよう実施すること。
- ・勤務時間の区分の割振りを行うにあたっては当該職員の希望についても勘案すること。